

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊警第700号

令和2年6月30日

### 熊本県警察職員の育児休業等の運用について（通達）

熊本県警察職員（非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の育児休業等の取得については、「熊本県警察職員の育児休業等の運用について（通達）」（平成29年5月15日付け熊警第613号）等に基づき運用しているところであるが、「熊本県警察職員情報総合管理システム運用要領の制定について（通達）」（令和2年6月26日付け熊警第685号）に基づく本格運用等に伴い、一部を見直し、下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

### 記

#### 1 根拠規定

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）
- (3) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号。以下「条例」という。）
- (4) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）

#### 2 共通事項

- (1) 育児休業法にいう「子」とは、養子を含む法律上の親子関係がある子及び育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者をいう。
- (2) 育児休業法第2条第2項の「育児休業をしようとする期間」又は育児休業法第10条第2項の「育児短時間勤務をしようとする期間」とは、連続する一の期間をいう。
- (3) 育児休業法第5条第1項（育児休業法第12条又は第19条第3項において準用する場合を含む。）(4)において同じ。）の「出産」とは、妊娠満12週以後の分べん（死産を含む。）をいう。
- (4) 育児休業法第5条第1項の「職員の子でなくなった場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 職員と育児休業に係る子とが離縁した場合
  - イ 職員と育児休業に係る子との養子縁組が取り消された場合
  - ウ 職員と育児休業に係る子との親族関係が民法（明治29年法律第89号）第817条の2に規定する特別養子縁組により終了した場合
  - エ 職員と育児休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

オ 職員と育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (5) 育児休業法第10条第1項又は第19条第1項の「小学校就学の始期に達するまで」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。
- (6) 条例第6条（条例第24条において準用する場合を含む。）の規定による任期更新の同意は、更新する期間を明記した文書により行うものとする。

### 3 育児休業関係

- (1) 育児休業法第2条第1項の「3歳に達する日」とは、満3歳の誕生日の前日をいう。
- (2) 育児休業法第2条第1項ただし書の「当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をした」とは、当該子について育児休業法第2条の規定により育児休業（当該子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）第13条の表8の項に掲げる場合における休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことをいう。

また、職員が双子等複数の3歳に満たない子を養育している場合において、そのうちの一人について育児休業（当該1人の子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に当該休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該1人の子についてした最初の育児休業を除く。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

- (3) 育児休業法第2条第3項の「業務を処理するための措置」とは、業務分担の変更、職員の採用、昇任、転任又は配置換、非常勤職員の採用、臨時的任用等の措置をいう。
- (4) 育児休業法第5条第2項の「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 職員と育児休業に係る子とが同居しないこととなった場合

イ 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、育児休業の期間中、当該育児休業に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合

ウ 職員が育児休業に係る子を託児するなどして常態的に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合

### 4 育児短時間勤務関係

- (1) 育児休業法第10条第1項ただし書の「当該子について、既に育児短時間勤務をした」とは、当該子について育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務をしたことをいう。

また、職員が双子等複数の小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合において、そのうちの一人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間

勤務の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱うものとする。

- (2) 育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間は、19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分とする。
- (3) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務形態の申請をする場合、原則として午前8時30分から勤務開始又は午後5時15分に勤務終了となるように請求するものとする。ただし、事前に警察本部警務課長と協議し、育児を行うための特別の事情又は公務運営上の特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。
- (4) 育児短時間勤務を承認された職員の休憩時間は、原則として正午から午後1時までとする。ただし、午後0時25分に勤務を終了又は午後0時20分に勤務を開始する職員であって、かつ、公務の運営に支障がない場合には、所属長の判断により休憩時間を取得しないことができる。
- (5) 育児休業法第10条第3項の「業務を処理するための措置」とは、業務分担の変更、職員の採用、昇任、転任又は配置換、任期付短時間勤務職員の任用、非常勤職員の採用等の措置をいう。
- (6) 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 職員と育児短時間勤務に係る子とが同居しないこととなった場合
  - イ 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合
  - ウ 職員が育児短時間勤務に係る子を託児するなどして当該育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合
- (7) 条例第14条の規定は、育児短時間勤務をしている職員が当該育児短時間勤務の期間中に当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務の承認の請求をすることができるが、重ねて育児短時間勤務をすることはできないことから、異なる内容の育児短時間勤務の承認の請求をしようとするときは現に効力を有する育児短時間勤務の承認を取り消す必要があることを定めたものである。
- (8) 育児短時間勤務の承認を受けた職員が、勤務時間規則第13条で定める特別休暇で、生後3年に達しない子を育てる場合におけるもの（以下「育児時間休暇」という。）を取得する場合、原則として、1日の勤務時間が3時間55分以下の職員は1日に1回45分まで、1日の勤務時間が3時間55分を超える職員は1日に2回90分まで取得することができる。

## 5 部分休業関係

- (1) 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成13年3月21日本部訓令甲第6号）第2条に規定する勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする（1日につき2時間を超えない範囲内の時間に限る。）。

- (2) 育児休業法第19条第1項の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容及び業務量、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置の難易等を総合して行うものとする。
- (3) 育児時間休暇を承認されている職員又は勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対して部分休業を承認する場合には、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

## 6 申請手続等

### (1) 育児休業

#### ア 育児休業の承認の請求手続

- (ア) 育児休業の承認を請求しようとする職員は、あらかじめ、育児休業承認請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、育児休業を始めようとする日のおおむね1か月前までに所属長を通じて警察本部長に請求すること。
  - a 請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類
  - b 条例第3条第5号の規定により、再度の育児休業承認の請求をする予定である職員については、育児休業等計画書（別記様式第2号）
  - c その他警察本部長が必要と認める書類
- (イ) 既に育児休業の承認を受けたことがある職員が、当該承認に係る子について再度の育児休業の承認の請求をしようとするときは、育児休業承認請求書に条例第3条に規定する特別の事情を記載すること。ただし、当該職員が育児休業等計画書を提出して育児休業の承認を受けた者であるときは、この限りでない。
- (ウ) 所属長は、職員から育児休業承認請求書が提出された場合は、当該請求の内容を審査し、承認の可否に関する意見を付して警察本部長に送付すること。

#### イ 育児休業の期間延長の請求手続

- (ア) 育児休業の期間延長を請求しようとする職員は、前ア（ア）の手続きにより請求すること。
- (イ) 既に育児休業の期間延長の承認を受けた職員が、当該承認に係る子について再度の育児休業の期間延長の請求をしようとするときは、育児休業承認請求書に条例第4条に規定する特別の事情を記載すること。
- (ウ) 前ア（ウ）の規定は、職員から育児休業の期間延長のための育児休業承認請求書が提出された場合について、準用する。

#### ウ 養育状況の変更届出

育児休業をしている職員は、次に掲げる場合は、速やかに養育状況変更届出書（別記様式第3号）により所属長を通じて警察本部長に届け出ること。

- (ア) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (イ) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (ウ) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- (エ) 条例第5条に規定する事由が生じた場合

#### エ 職務復帰

育児休業の期間が満了した場合、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受

けたこと以外の事由により効力を失った場合又は育児休業の承認が取り消された場合は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰すること。

オ 人事異動通知書の交付

警察本部長は、次に掲げる場合は、職員に対して人事異動通知書を交付する。

- (ア) 職員の育児休業を承認する場合
- (イ) 職員の育児休業の期間延長を承認する場合
- (ウ) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合

(2) 育児短時間勤務

ア 育児短時間勤務の承認の請求手続

(ア) 育児短時間勤務の承認を請求しようとする職員は、あらかじめ、育児短時間勤務承認請求書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、育児短時間勤務を始めようとする日のおおむね1か月前までに所属長を通じて警察本部長に請求すること。

- a 請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類
- b 条例第11条第6号の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定である職員については、育児休業等計画書
- c その他警察本部長が必要と認める書類

(イ) 既に育児短時間勤務の承認を受けたことがある職員が、当該承認に係る子について、前回の育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないうちに育児短時間勤務の承認を請求しようとするときは、育児短時間勤務承認請求書に条例第11条に規定する特別の事情を記載すること。ただし、当該職員が育児休業等計画書を提出して育児短時間勤務の承認を受けた者であるときは、この限りでない。

(ウ) 所属長は、職員から育児短時間勤務承認請求書が提出された場合は、当該請求の内容を審査し、承認の可否に関する意見を付して警察本部長に送付すること。

(エ) 警察本部長は、前(ア)又は(イ)の請求があった場合は、速やかに承認の可否を決定し、当該所属長を通じて請求した職員に通知するものとする。

イ 育児短時間勤務の期間延長の請求手続

(ア) 育児短時間勤務の期間延長を請求しようとする職員は、前ア(ア)の手続きにより請求すること。

(イ) 前ア(ウ)及び(エ)の規定は、職員から育児短時間勤務の期間延長のための育児短時間勤務承認請求書が提出された場合について、準用する。

ウ 養育状況の変更届出

育児短時間勤務をしている職員は、次に掲げる場合は、速やかに養育状況変更届出書により所属長を通じて警察本部長に届け出ること。

- (ア) 育児短時間勤務に係る子が死亡した場合
- (イ) 育児短時間勤務に係る子が職員の子でなくなった場合
- (ウ) 育児短時間勤務に係る子を養育しなくなった場合
- (エ) 条例第14条に規定する事由が生じた場合

(3) 部分休業

#### ア 部分休業の請求手続

(ア) 部分休業の承認を請求しようとする職員は、あらかじめ、部分休業承認請求書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、部分休業を始めようとする日のおおむね1か月前までに所属長を通じて警察本部長に請求すること。

なお、部分休業の請求にあつては、部分休業を必要とする期間をあらかじめ一括して請求すること。

a 請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類

b その他警察本部長が必要と認める書類

(イ) 所属長は、職員から部分休業承認請求書が提出された場合は、当該請求の内容を審査し、承認の可否に関する意見を付して警察本部長に送付すること。

(ウ) 警察本部長は、前（ア）の請求があつた場合は、速やかに承認の可否を決定し、所属長を通じて請求した職員に通知するものとする。

#### イ 養育状況の変更届出

部分休業をしている職員は、次に掲げる場合は、速やかに養育状況変更届出書により所属長を通じて警察本部長に届け出ること。

(ア) 部分休業に係る子が死亡した場合

(イ) 部分休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(ウ) 部分休業に係る子を養育しなくなった場合

(エ) 条例第31条において準用する同条例第14条に規定する事由が生じた場合

#### ウ 部分休業の管理

部分休業の一部を取り消す場合は、熊本県警察職員情報総合管理システムを利用して所属長へ申請すること。

所属長は、職員からの申請に基づく承認にあつては、業務の必要性を適切に判断すること。

※ 別記様式（略）